

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年4月1日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：中米地域（広域）中米物流戦略回廊の道路アセットマネジメント及び持続性のための域内公共事業・運輸省技術的能力強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：中米地域（広域）中米物流戦略回廊の道路アセットマネジメント及び持続性のための域内公共事業・運輸省技術的能力強化プロジェクト

調達管理番号：26a00059

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年4月1日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：中米地域（広域）中米物流戦略回廊の道路アセットマネジメント及び持続性のための域内公共事業・運輸省技術的能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年6月 ～ 2029年5月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の13%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度(2027年2月頃)
- 2) 2027年度(2028年2月頃)
- 3) 2028年度(2029年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ 第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年4月7日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年4月8日 12時まで
3	質問への回答	2026年4月13日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2026年4月24日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知	2026年5月15日まで
7	技術評価説明の申込(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「中米地域物流戦略回廊の道路アセットマネジメント及び持続性のための域内公共事業・運輸省技術的能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析／ジェンダー）」（調達管理番号：25a00281）の受注者（株式会社アイコンズ）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/s8ZcVjdqWJ>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「26a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	「地域交通情報システム」にどんな役割を担わせるべきか、また、そのために必要な各国から収集すべき情報等、「地域交通情報システム」の構築するための方法論について、提案すること。	第4条2. ①活動1-1
2	各国が所有する道路・橋梁維持管理にかかる情報システムを分析し優れたシステムの水平展開を行うこ	第4条2. ①活動1-2

	とを想定しているが、システムの選定及び改良の考え方、並びにどのような業務体制で実施するかについて提案すること。	
3	<p>域内での共通の課題について、学び合う研修やセミナーの実施を想定しているが、その実施方法について提案すること。例えば以下の様な方法論が想定されるが、6カ国の実情に鑑みより良い方法を提案すること。</p> <p>① 同様の課題を持つ国と共同で実施する</p> <p>② 特に課題の大きい国でのみOJTや小規模なパイロット事業を実施する</p> <p>③ オンラインで6カ国同時に座学を行う</p> <p>なお、活動2-7に関して、事業全体の構成を踏まえた具体的な広域セミナー内容（実施回数、参加者数、対象者を含む）及び効果的な実施方法について、JICA想定よりもより良いものがあれば提案すること。</p>	第4条2. (2)②活動2-3、及び活動2-7

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での備上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務が

ある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025年8月
- ・ RD署名：2025年12月3日
- ・ 対象国：グアテマラ共和国、ホンジュラス共和国、エルサルバドル共和国、ニカラグア共和国、コスタリカ共和国、パナマ共和国（以下、「対象6カ国」。）
- ・ 実施機関（以下、「C/P」）
 - 中米経済統合事務局（SIECA）（グアテマラ所在）
 - グアテマラ：通信インフラ住宅省（MICIV）、道路保全事業ユニット（COVIAL）、道路総局（CAMINOS）
 - ホンジュラス：インフラ・運輸交通省（SIT）
 - エルサルバドル：公共事業運輸省（MOPT）、気候変動・リスク管理戦略局（DACGER）、道路保全基金（FOVIAL）
 - ニカラグア：運輸インフラ省（MTI）、道路維持管理基金（FOMAV）
 - コスタリカ：公共事業交通省（MOPT）、道路保全評議会（CONAVI）
 - パナマ：公共事業省（MOP）、運河庁（ACP）

※なお、RDは中米運輸交通大臣審議会（COMITRAN）会合にて各国運輸交通省（6カ国）、SIECA、JICAの代表者により、同日に署名済み。

☒別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 「中米地域物流ロジスティクス開発マスタープラン 2035」との連携
対象6カ国における経済統合支援機関である中米経済統合事務局（以下、「SIECA」）及び対象6カ国は、開発調査型技術協力「持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティクス開発マスタープラン策定支援プロジェクト」（2019年～2023年）を通じて、公共インフラ開発を目的とした「中米地域物流ロジスティクス開発マスタープラン 2035」（以下、「中米物流 M/P」）を策定した。

中米物流 M/P では競争力があり、効率的かつ効果的で、安全かつ強靱な地域モビリティ及びロジスティクス・システムの構築を目指し、様々な交通手段を統合し、国・地域・グローバルレベルで人々の移動や、バリューチェーンの円滑化を促進することを目的としている。この目標を達成するために、中米物流 M/P では3つの縦断的な回廊と8つの横断的な回廊からなる11の戦略的回廊を設定し、各回廊の建設や改善にかかる事業として、計374事業を特定している。これらの事業は、地域経済統合の促進や、他国との貿易関係強化に向け、中米地域内の輸送力・輸送品質を向上させることを目的とする。

例えばC1 太平洋回廊は、グアテマラからパナマまで、ホンジュラスを除く中米5カ国の主要都市とパナマ運河を接続するものであり、当該回廊全体の輸送能力・速度の向上は、中米域内の貿易関係強化に不可欠である。このため、各国では道路拡幅、港湾拡張、空港倉庫整備などが回廊改善事業として特定されている。

一方、メキシコからパナマを結ぶ C2 内陸回廊は、C1 の代替ルート機能を有するとともに、メキシコを経由して北米市場へ接続する重要なアクセス路であることから、同回廊の整備は、域内輸送の冗長性と強靱性を確保しつつ、北米との物流接続性を高めることにつながり、ひいては災害時・緊急時を含む安定した輸送ネットワークの確立に資する。なお、SIECA は中米物流 M/P の推進を図るため、積極的に援助機関との連携を強化している。

本事業は、中米物流 M/P で特定された短期行動計画（IAP）に含まれる事業の一つであり、地域・国家レベルの輸送システムや、物流サービスのパフォーマンス改善

に向け、中米地域が直面する課題に対応する重要な事業と位置付けられている。したがって、中米物流 M/P において整理された各回廊の特徴や整備意義を踏まえ、国際幹線道路の整備を行う必要があることから、本事業の実施に当たっては、中米物流 M/P の方針を十分に踏まえ事業内容を調整していく。

加えて、本事業の実施に当たっては、中米地域の物流開発に関する方針を示した中米物流 M/P との連携は不可欠な要素と捉え、IAP として特定された各事業の進捗状況を随時確認する。併せて、各国が独自に、また他援助機関が各国を支援して進める中米物流 M/P 関連プロジェクトとの協調の可能性を検討するとともに、中米物流 M/P 促進に関連して、SIECA や他機関が実施するイベント等に積極的に関与し、相乗効果の発現を図る。

(2) 各国の政治・外交的な状況に配慮した事業内容の調整

国際幹線道路の整備等、国境をまたぐ開発の計画に際しては、一国内のそれに比べ、各国間の政治的・外交的な背景や方針の違いにより慎重な検討が求められる。したがって、事業実施に当たっては各国の国境を跨ぐ開発（クロスボーダー開発）に関するこれまでの取り組み、姿勢、ニーズに十分留意し、今後対象 6 カ国が適切な道路維持管理を実施していく際の制約や課題を分析・整理し、各国の状況を踏まえて柔軟に事業内容を調整する。

(3) 既存資料・データの有効活用及び連携

発注者が実施した情報収集・確認調査「SIECA 広域道路・橋梁インベントリ統合システムの構想案作成に向けた情報収集・確認調査」（2024 年）、「中米地域物流・ロジスティクスに係る情報収集・確認調査」（2017 年）、開発調査型技術協力「持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティクス開発マスタープラン策定支援プロジェクト」の各種報告書、及び IDB が公開している

「Infraestructura regional para el desarrollo económico y logístico de Centroamérica y República Dominicana（中米およびドミニカ共和国の経済・物流発展のための地域インフラ）」²（2022 年）等、支援機関が実施した調査報告書、各国政府が公表又は保持しているデータについては、関係する調査が複数実施されていること、また事業実施機関側の考え方が随時変動していることを踏まえ、包括的にレビューし、体系的に取りまとめたうえで、事業内容に柔軟に反映させる。

(4) 類似地域・事例からの経験・教訓の活用

² <https://publications.iadb.org/es/infraestructura-regional-para-el-desarrollo-economico-y-logistico-de-centroamerica-y-republica>

本事業は SIECA が管理する「地域交通情報システム」、及び対象 6 カ国それぞれが管理する道路・橋梁の維持管理に関する情報システムの強化を目的として、C/P ハシステム構築を含めた各種能力向上支援や連携体制の構築を行い、対象 6 カ国の中米域内における国際幹線道路の維持管理の最適化促進を目指すものである。

発注者が実施する事業においても、技術協力「中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ 2」³（2015～2020 年）、「中米広域防災能力向上プロジェクト“BOSAI”」⁴（2007～2012 年）、「大洋州地域（広域）SIDS 型道路・橋梁・重機アセットマネジメント体制構築」⁵（2025 年～2030 年）等、各国が連携し、共通して抱える課題に対して効率的・効果的に対応するための体制構築やシステム整備を目的とした事業が実施されていることから、これらの取り組みの経験・教訓を踏まえて事業内容を検討する。上記の取り組み以外にも、類似の地域・体制にて実施された道路・橋梁施設維持管理の改善策として活用可能な経験・教訓及び技術がある場合は取りまとめるとともに、積極的に活用する。

（５）本邦政府関係機関・地方公共団体・民間企業との連携可能性の追求

対象 6 カ国を含む中米地域では、地震、風水害、土砂災害、火山災害等共通した自然災害のリスクを抱えており、これらの自然災害による道路・橋梁施設の被害は同地域の開発にとって大きな障害の一つとなっている。本邦においても自然災害による道路・橋梁施設の被害は甚大であり、事前防災を含めた防災・減災、国土強靱化が課題となっていることから、政府関係機関、地方公共団体もそれぞれ今後のビジョンや対策を打ち出している他、民間企業もこれらの対策に向けた新たな技術の提案や開発を進めている。これらの知見は対象 6 カ国における道路維持管理にも有効と考えられることから、事業実施に際しては本邦政府関係機関・地方公共団体・民間企業へのヒアリング・意見交換を積極的に実施し、中米における道路維持管理に役立てる技術や知見を取りまとめ、本事業内及び今後の運輸交通セクター開発における連携可能性を聴取・検討する。

（６）他援助機関・他国政府の既往事業の知見の活用及び連携可能性の追求

IDB、世銀等の他援助機関、及び米国やスペイン等の他国政府は、中米地域において道路・橋梁施設維持管理にかかる適正技術や関連組織の管理能力、現状、課題等の知見を蓄積している。そのため、事業実施に際しては同機関・政府関連組織への事業実施・契約管理にかかる状況、C/P の能力等についてヒアリング・意見交換を実

³ <https://www.jica.go.jp/oda/project/1200297/index.html>

⁴ <https://www.jica.go.jp/oda/project/0603272/index.html>

⁵ <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000055451.pdf>

施し、本事業及び将来的な事業形成の参考となる点を取りまとめ、同機関との本事業内及び今後の運輸交通セクター開発における連携可能性を聴取する。

(7) イノベーション及びデジタル技術活用の積極検討

対象6カ国を含む中米地域においては、道路・橋梁施設の維持管理において、老朽化、気候変動や自然災害に対する脆弱性に加え、計画、設計、建設、運営の基準設定や規制といったソフト面の手段の確立が課題とされている。本邦においては同様の課題を、デジタル技術の活用を通じて軟かつ素早く対応することを目指し、

「国土交通省 DX ビジョン」を通して、今後の国土交通分野の方向性を示すとともに、各自治体等でも積極的な DX 施策の推進を図っている。

このようなデジタル技術の活用は、対象6カ国における効果的かつ持続的な道路・橋梁施設維持管理体制を構築するうえでも重要な事項と考えられることから、本事業の実施に当たっては、本邦及び第三国で活用されている道路・橋梁施設維持管理に資する適切な技術の導入を検討・提案する。

DX を活用した効率的かつ持続的な道路・橋梁施設維持管理については、発注者の既往事業の他、IDB・世銀・ADBをはじめ、多くの援助機関が協力や調査を実施している。そのため、システム・技術の提案に当たっては、既往事業に関する情報収集・分析を行うとともに、特に本邦技術で適用可能なものがあれば、本業務の中で積極的に提案することを期待する。

(8) 6カ国の連携強化

対象6カ国の幹線道路における道路・橋梁の維持管理状況は、アフリカやアジアの国々と比較すると総じて良好ではあるものの、各国に強み、弱みが見られる。

まず、組織体制については、グアテマラ、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカの4カ国は、道路局と維持管理の実施部隊が連携する二体制により、大きな問題なく業務が実施されている。一方、パナマでは公共事業省と運河庁で、一部の橋梁・道路の管轄が分かれていることから、より一層の連携強化が望まれる。ホンジュラスについてはインフラ・運輸交通省が政権交代後に設立された新組織であるため、まだ十分に機能していない状態にある。道路状況については、コスタリカ及びニカラグアでは全体的に良好であるのに対し、他の4カ国では地方部で損傷が集中する区画が見られる。橋梁の状況については、グアテマラ、コスタリカは「点検→対策（補修・補強）」の実施が確認できるものの、診断手法については改善の余地がある。他の4カ国では、診断自体が十分に行われていないなど、国ごとに維持管理の取り組み状況が大きく異なる。これらの強み、弱みを各国が互いに学び合い、補いあうことで、中米地域全体の能力向上が期待される。

本事業では、定期的に広域セミナーを実施するとともに、対象6カ国間で情報共有および協力が可能な仕組みを構築し、事業終了後も継続的に6カ国で協力できる体制の形成を目指す。これにより、適切な道路維持管理の推進、各国の維持管理能力の更なる向上、ならびに国境をまたぐ道路・橋梁施設の整備の促進を図る。

については、広域セミナーにより形成される各国実施機関の担当者間のネットワークを活かし、6カ国が定期的に意見交換を行うためのイベントやオンラインのプラットフォームを構築する等、さらに発展的な学び合いの仕組みを構築するための具体的な対応策を検討する。

(9) 防災への配慮

第3条2.(5)に記載の通り、対象6カ国を含む中米地域は地震、風水害、土砂災害、火山災害等、災害が多発する国々である。中米物流 M/P で提唱される各国間の貿易・経済の活性化のためには、既存施設に対する適切な維持管理、老朽化部分の補強や長寿命化のための改修のみならず、道路事業に関連する行政機関・管理組織の維持管理能力、及び災害発生時の緊急対応能力の強化が求められている。

本事業では、中米6カ国の道路・橋梁施設に対する気候変動の影響を整理し、道路・橋梁施設の維持管理能力強化を行うにあたり、防災に関する視点を含める。現時点で各国が気候変動リスクとして挙げている影響事例は以下の通りであり、これらを踏まえた対策について、特に本邦技術が適用可能なものについては積極的に活用する。

対象国	気候変動リスク(道路インフラ)
グアテマラ	気温上昇、降水量の変動、台風、洪水、地すべり、地震、火山活動、海面上昇
エルサルバドル	気温上昇、降水量の変動、洪水、地すべり、地震、火山活動、海面上昇
ホンジュラス	気温上昇、降水量の変動、台風、洪水、地すべり、地震、火山活動、海面上昇
ニカラグア	気温上昇、降水量の変動、台風、洪水、地すべり、地震、火山活動、海面上昇
コスタリカ	気温上昇、降水量の変動、洪水、地震、火山活動、海面上昇
パナマ	気温上昇、降水量の変動、洪水、海面上昇

(10) 関係機関とのアポイントメント

本事業の実施に際し、対象6カ国及び本邦の関係機関、国際機関、民間企業等へのヒアリングを実施するが、必要なアポイントメントの取り付けは、原則受注者が行う。SIECA、JICA 社会基盤部運輸交通グループ第一チーム、中南米部中米課又は対象6カ国の各 JICA 事務所・支所は、必要に応じ本邦や先方政府関係者へ、ヒアリング内容・実施スケジュール等を通知し、各機関との初回のアポイントメント取り付け等を支援し、円滑な調査実施のための協力を行う。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

各活動に対して、以下の業務を行う。なお、活動内容については進捗状況を踏まえて、必要があれば発注者及び対象6カ国のC/Pと合意の上、適宜修正を行う。

- ① 成果1「対象6カ国において、SIECAの「地域交通情報システム」にも貢献する道路・橋梁（カルバートを含む）の維持管理に関する情報システムが改善される。」に関わる活動

活動1-1：道路・橋梁（カルバートを含む）の維持管理に関する地域マニュアルに沿って、主要なデータ項目を特定し、SIECAの「地域交通情報システム」に貢献する情報を定義する。

SIECAは現在スペイン国際開発協力庁（AECID）の支援にて「地域交通情報システム」を整備中である。同システムでは対象6カ国が所有する道路・橋梁に関する情報システムから特に国際幹線道路に関するインベントリデータを抽出し、システム上で並列確認するための機能拡張を想定している。これにより域内で行われる道路・橋梁維持管理にかかる事業の優先順位を特定し、域内で調和のとれた計画の方向性を、技術的な根拠を基に提案することが可能になるとしている。

本活動では、どのような情報があれば上述の「域内で行われる道路・橋梁維持管理にかかる事業の優先順位を特定し、域内で調和のとれた計画の方向性を、技術的な根拠を基に提案する」ことが可能となるのか、世界の国際幹線道路維持管理における優良事例等をもとに定義する。また、SIECAが2010年に策定した中米の道路整備に関するマニュアル（Manual Centroamericano de Mantenimiento de Carreteras, 2010（SIECA））を踏まえて、同定義に則りSIECAが「地域交通情報システム」上で確認すべきインベントリデータの項目を特定する。

なお、AECIDの支援により整備が進められている「地域交通情報システム」は、2026年3月時点で開発中（業務に関する契約締結済み、2026年3月中にシステムデザイン、7月までに納品予定）である。「地域交通情報システム」は納品後も適宜調整が可能となる想定。本活動の実施にあたっては、SIECA及びSIECAから当該システム開発を受託している企業と密接に情

報共有を図り、将来的な「地域交通情報システム」と各国が保有する道路・橋梁維持管理に関する情報システムとの連携が円滑に行われるよう留意して整備を行う。

活動 1-2：道路・橋梁（カルバートを含む）の維持管理に関する地域マニュアルに沿った主要なデータ項目を標準化し、SIECA の「地域交通情報システム」に貢献する情報を定義する。

本活動では、活動 1-1 で特定したインベントリデータの項目について、データを収集する際の基準を設定する。なお、基準として整理する項目は以下に限らず、必要と考えられるものは全て含める。⁶

- ・ 各種単位（橋長・幅員等）
- ・ 測量・座標（縮尺、測量方法等）
- ・ 図面の表現規格（標識、舗装、側溝、中心線等の分類方法、線種・線幅の規定、電子フォーマット（Excel、PDF）等）
- ・ データ項目の単位（小数点以下の扱い、日付、緯度・経度、路線名の標記方法等）
- ・ 損傷度合い
- ・ データの更新方法（データの抽出方法含む）
- ・ データの更新頻度

加えて、SIECA が所有する「地域交通情報システム」への抽出元となる、対象 6 カ国それぞれが所有する道路・橋梁維持管理に関する情報システムについては、その概要を確認の上、今後の用途や機能等を踏まえて最も適切な情報システムを選択し、適宜調整の上、他の 5 カ国に対して水平展開を行う。これにより、各国の道路・橋梁維持管理に関する情報システムに登録されるインベントリデータの項目や情報の粒度・精度を揃え、中米地域の国際幹線道路の健全度、物流上のボトルネック（交通渋滞、交通インフラの脆弱性）、道路・橋梁の新設によるボトルネックの解消度合いが共有可能な体制の基盤を構築する。

上記の方針については対象 6 カ国から事前に合意文書を取り付ける。合意文書には、選択された道路・橋梁維持管理に関する情報システムの調整や各国への配布に関し、著作権等の権利、及び情報保護の観点でも問題がない点を明示的に確認・記載の上、対象 6 カ国全てから署名を得る。

他 5 カ国への当該システムの導入に当たっては、以下の点を事前に確認し、各国が同システムを円滑に受入可能な形にマイナーチェンジ（機能調整、画面表示・言語、操作性の改善等）を行う。

⁶ 「地域交通情報システム」にどんな役割を担わせるべきか、また、そのために必要な各国から収集すべき情報等、「地域交通情報システム」を構築するための方法論について、提案すること。

- ・ 既存の機材・ネットワーク環境
- ・ 関連する既存システムとの整合性
- ・ OS・ブラウザ等の基盤環境
- ・ 運用体制

なお、道路・橋梁維持管理に関する情報システムは道路と橋梁それぞれ異なるシステムを所有している前提で、2つのシステムを整備する。対象6カ国が適当と考えられるシステムを所持していなかった場合、新規でシステム構築を行い、それを水平展開することも検討する。⁷

活動1-3： SIECAの「地域交通情報システム」および、対象6カ国それぞれが管理する道路・橋梁（カルバートを含む）の維持管理に関する情報システムを活用したデータ分析および計画策定のためのマニュアルを作成する。

活動1-4： SIECAの「地域交通情報システム」および、対象6カ国それぞれが管理する道路・橋梁（カルバートを含む）の維持管理に関する情報システムを活用したデータ分析および計画策定に関する研修またはワークショップを実施する。

活動1-1にて定義された情報を踏まえ、「域内で行われる道路・橋梁維持管理にかかる事業の優先順位を特定し、域内で調和のとれた計画の方向性を、技術的な根拠を基に提案する」ために、SIECAが所有する「地域交通情報システム」及び対象6カ国が所有する道路・橋梁維持管理に関する情報システムから抽出されたデータをどのように分析し、計画策定等に活用すべきかを整理し、マニュアルとして取りまとめる。また、座学・OJTを組み合わせた形での研修やワークショップを実施し、知識の定着を図る。

なお、研修やワークショップは、オンラインでの実施とし、研修内容を録画し、実施機関関係者も閲覧できるようにする、研修・ワークショップ実施後に試験を行う等、効率的・効果的な形での実施とする。

- ② 成果2「対象6カ国及びSIECAにおいて、道路・橋梁（カルバートを含む）の維持管理能力が強化される。」に関わる活動

活動2-1： 対象6カ国における道路・橋梁（カルバート含む）の維持管理の技術的能力や手法の違いを特定する。

⁷ 道路・橋梁維持管理に関する情報システムの調整、水平展開（及び新規構築）については、再委託（定額計上）での実施とし、事業実施期間内に各国が利用を開始している状態にすることを前提とするが、どこまでの業務を再委託契約で実施し、どこまでを受注者が対応するのかを、事業効果・効率性を踏まえて適切な形で整理し、プロポーザルにて提案すること。

第3条2. (8)に記載の通り、対象6カ国の幹線道路における道路・橋梁の維持管理状況には、各国固有の強み・弱みが存在し、使用しているマニュアルやガイドラインにも相違がある。本活動では、以下の項目について、定量的データ及び具体事例に基づき明確化し、各国の技術的能力および維持管理手法の差異を整理する。

- ・ 技術面の差異（IRI、舗装率、点検頻度・点検方法等）
- ・ 制度・組織面の差異（組織体制、使用マニュアル・ガイドライン、年間予算、入札方式等）
- ・ データ管理面の差異（使用しているシステム、運用体制、更新頻度等）
- ・ 作業実施面の差異（緊急対応時の方針、アウトソーシングの状況等）
- ・ 地理的・気候的条件の影響の違い
- ・ 各国の得意分野およびグッドプラクティス（強み）
- ・ 各国の課題（弱み）
- ・ 各国の現行の維持管理手法の特徴

また、整理された情報は、中米地域で学び合いの体制を構築するうえで、重要な基礎資料となることから、視覚的に分かりやすい形式（道路・橋梁の状況写真の活用、Power BI等のツールを使用したデータの可視化等）で取りまとめる。取りまとめにあたっては特定国が劣っているように見える表現を避け、相互学習の観点を重視する。加えて、本事業内で計画される座学やOJTに活用することを前提とし、参加者が容易に閲覧・参照できる形式（例えばオンラインのプラットフォーム等）で作成する。

活動2-2：活動2-1に基づき、対象6カ国の既存マニュアルを活用して、道路・橋梁（カルバート含む）の点検、評価、診断に関する地域マニュアルを作成・配布する。

現在、対象6カ国は道路・橋梁の設計・保守基準、施工・点検・診断・補修マニュアル・ガイドラインに関して、SIECA、米国、JICA、自国のもの等を併用している、もしくは自国用に改良して適用している状況にあり、必ずしも統一的な基準や手順が設けられてはいない。

本活動では、活動2-1で整理した事項を踏まえ、点検、評価、診断に関して、既存のマニュアル・ガイドラインから適切なものを選択し、対象6カ国の現状を踏まえて適宜改定の上、地域マニュアルとして配布する。

活動2-3：道路・橋梁（カルバート含む）の点検、評価、診断に関する研修

を実施する。

活動 2-2 で選択、改定された地域マニュアルに基づき、同内容を中米地域共通の基準・認識として共有するための研修を行う。具体的には座学の講義及び演習や OJT 等を効果的に組み合わせて構成する。

なお、同活動は第 3 条 2. (8) に記載した対象 6 カ国間で情報共有、協力できる仕組の構築の一部とし、活動 2-1 で取りまとめた各国の差異を踏まえて適切な実施方式を検討する。加えて、第 3 条 2. (10) に記載の通り、本邦政府関係機関・地方公共団体・民間企業へのヒアリング・意見交換を踏まえて、本研修での連携可能性を検討する。

活動 2-4：対象 6 カ国における財務・予算状況を含む短・中・長期の維持管理計画を確認・整理し、優良事例の特定を行う。

活動 2-5：活動 2-4 に基づき、対象 6 カ国における予算、人材等の将来的なリスクや制約条件を分析し、優良事例の特定を行う。

対象 6 カ国における財務・予算状況を含む短・中・長期の維持管理計画を確認・整理するとともに、関係者へのヒアリング、協議を行い、対象 6 カ国それぞれの道路・橋梁維持管理にかかる予算、人材等の将来的なリスクや制約条件を検討・分析・予測のうえ、取りまとめる。

また、取りまとめた情報をもとに、対象 6 カ国の財務・予算管理や人材育成に関する取り組みについて、優良事例として紹介可能な事項を特定する。特定した優良事例は、適切な方法で対象 6 カ国間で共有する。

活動 2-6：活動 2-4、2-5 を踏まえて、対象 6 カ国における持続的な人材の育成戦略、及びその仕組みが提案される。

活動 2-4、2-5 を踏まえ、以下の点を整理の上、対象 6 カ国における持続的な人材の育成に関する戦略、及びその仕組を提案し、C/P と協議する。

- ・対象 6 カ国における現在の人材育成方針・制度及び予算
- ・対象 6 カ国における既存道路・橋梁施設の維持管理に最低限必要な各種技能（学歴、職歴、資格）及び同技能を所有する人材数
- ・アウトソース可能な業務
- ・受注可能企業（周辺国含む）の有無
- ・本邦・第三国における人材育成に係る優良事例

活動 2-7：対象 6 カ国が参加する道路・橋梁（カルバートを含む）の維持管理に関するセミナーを開催する。

成果1、2にかかる各種活動を踏まえ、対象6カ国間での連携を深めるべく、定期的に関係者を集めた広域セミナーを開催する。なお、同活動は第3条2.(8)に記載した対象6カ国間で情報共有、協力できる仕組の構築の一部であり、事業終了後の持続性の観点も含めて、適切な実施方法を検討する。加えて、第3条2.(6)に記載の通り、本邦政府関係機関・地方公共団体・民間企業へのヒアリング・意見交換を踏まえて、本セミナーでの連携可能性を検討する。

広域セミナーの現時点での想定規模は以下のとおり。⁸

目的	道路・橋梁施設の維持管理に関する各国のベストプラクティス・課題を共有し、対応策について意見交換を行うと共に、本邦・第三国での対応方法、適当な技術に関する紹介を行う。また、6カ国間で情報共有および協力が可能な仕組みを構築し、事業終了後も継続的に6カ国で協力できる体制の形成を行う。
実施回数	合計2回
対象者	各C/Pのうち、道路維持管理に関する実務担当者
参加者数	約7名/回（各国C/P及びSIECAから1名ずつ）
開催期間	約5日/回（土日移動を含めて6泊7日想定）
実施場所	対象6カ国の内、どこか1カ国にて開催
実施形態	基本的に対面。座学については対面・オンラインのハイブリッドとし、各国C/Pからも遠隔で参加が可能な体制を整える。

(2) 本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象

⁸ 研修の実施方法については、例えば同様の課題を持つ国と共同で実施する、特に課題の大きい国でのみOJTや小規模なパイロット事業を実施する、オンラインで6カ国同時に座学を行う等、柔軟且つ効率的な方法をプロポーザルにて提案すること。

国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載された以下のジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。

活動①：本事業で実施される研修等への対象6カ国の女性職員・技術者の参加促進による能力強化。

指標①：プロジェクトで実施される研修等における、対象 6 カ国の女性職員・技術者の参加率。

活動②：関係機関に対する調達文書への女性活躍に係る活動盛り込みの促進。

指標②：女性活躍に係る活動を含む文書にて調達されたプロジェクト数。

活動③：本事業で実施されるセミナーや研修等の現場における、女性職員・技術者の労働環境整備。（休憩室やトイレが近くに整備されている現場研修サイトを選択する等。）

指標③：本事業全体で実施された現場研修の内、女性の参加者に配慮して実施された現場研修の数。

- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書 (業務計画書の内容を整理したパワーポイントを含む)	契約締結後 10 営業日以内	日本語 西語	電子データ	—
ワーク・プラン (渡航計画書)	各渡航 1 ヶ月前	日本語 西語	電子データ	—
モニタリングシート	6 ヶ月毎	英語 西語	電子データ	—
業務完了報告書ドラフト	契約履行期限 3 ヶ月前	日本語 英語 西語	電子データ	—

業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語 英語 西語	CD-R	日本語 3 部 西語 1 部 英語 2 部
		日本語 英語 西語	製本	日本語 10 部 西語 7 部 英語 2 部

- 業務完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（ドラフト含む）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）

- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
- （イ）業務フローチャート
- （ウ）WBS等業務の進捗が確認できる資料
- （エ）人員計画（最終版）
- （オ）研修員受入れ実績
- （カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （ク）JCC会議事録等
- （ケ）その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- （1）活動1-3にて整備されたSIECAの「地域交通情報システム」および、対象6カ国の道路・橋梁維持管理に関する情報システムを活用したデータ分析および計画策定のためのマニュアル（データ分析・計画策定マニュアル）
- （2）活動2-2にて整備された道路・橋梁（カルバート含む）の点検、評価、診断に関する地域マニュアル（点検・評価・診断マニュアル）
- （3）活動2-6にて整備された対象6か国における持続的な人材の育成戦略

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- （1）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- （2）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- （3）詳細活動計画（WBS等の活用）
- （4）活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	情報システム 整備・構築 （橋梁に係る 情報システム の水平展開）	・対象6カ国のうち、1カ 国が所有する橋梁の維持 管理に関する最も適当な 情報システムを導入し、 対象国に合わせた形でマ イナーチェンジする。 ・適当な情報システムが 存在しない場合は、新規 でシステム構築を行う。	1式×5カ国分 （既存のシステム を水平展開する想 定）	定額計上
2	情報システム 整備・構築 （道路の維持 管理に関する 情報システム の水平展開）	・対象6カ国のうち、1カ 国が所有する道路の維持 管理に関する最も適当な 情報システムを導入対象 国に合わせた形でマイナ ーチェンジする。 ・適当な情報システムが 存在しない場合は、新規 でシステム構築を行う。	1式×5カ国分 （既存のシステム を水平展開する想 定）	定額計上

第7条 機材調達

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	道路・橋梁の 点検・補修関 連機材	・道路の点検・補修 にかかる機材（超音 波板厚計、赤外線距	1式×6カ国分	供与機材	定額計上

		離機等) ・ 橋梁の点検・補修に係る機材 (小型ドローン、デジタル双眼鏡等)			
--	--	---	--	--	--

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名：グアテマラ共和国（グアテマラ）、ホンジュラス共和国（ホンジュラス）、エルサルバドル共和国（エルサルバドル）、ニカラグア共和国（ニカラグア）、コスタリカ共和国（コスタリカ）、パナマ共和国（パナマ）

案件名：

（和名）中米物流戦略回廊の道路アセットマネジメント及び持続性のための域内公共事業・運輸省技術的能力強化プロジェクト

（英名）Project to Strengthen the Technical Capacities of the Ministries of Public Works and Transport of Central America for the Management of Road Assets and the Sustainability of the Strategic Corridors of Mobility and Logistics in the Region

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

本事業の対象であるグアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、パナマ（以下、「対象6カ国」）を含む中米地域は、貨物の輸送時間とコストの削減、地域バリューチェーンを活性化させる原材料、供給品、資本財、製品の流通速度向上を目標とし、これまで域内関税撤廃、動植物検疫の統一化、物流ロジスティクスのマルチモーダル化構想など様々な取り組みを実施してきた。また、対象6カ国間での域内貿易においては85%以上がトラックを活用した陸上輸送（IDB、2021）となっていることから、引き続き道路は同地域において重要な輸送モードとなっている。

このような状況を踏まえ、対象6カ国における経済統合支援機関である中米経済統合事務局（以下、「SIECA」）及びSIECA加盟国である対象6カ国は、開発計画調査型技術協力「持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティクス開発マスタープラン策定支援プロジェクト」（2019年～2023年）を通じて、公共インフラ開発を目的とした「中米地域物流ロジスティクス開発マスタープラン 2035」（以下、「中米物流 M/P」）を策定した。中米物流 M/P は中米運輸交通大臣審議会（COMITRAN）、中米経済統合大臣審議会（COMIECO）、中米財務大臣審議会（COSEFIN）の閣僚レベル会合、及び中米地域統合機構（SICA）の首脳会合で今後取り組むべき域内計画として承認されており、競争力があり、効率的かつ効果的で、安全かつ強靱な地域モビリティとロジスティクス・システムを構築するために、3つの縦断的な大洋間回廊と8つの横断的な回廊からなる11の戦略的回廊の建設や改善として、総額525

億米ドルとなる 374 事業が特定された。しかしながら、トラックの片荷輸送や安全対策等を要因とする物流コストの高さ、国境税関行政の非効率性、老朽化した物流インフラが各国間の貿易・経済の活性化の妨げにもなっている。特に、物流インフラに関しては中米の幹線道路のうち約 21%の路面状態が「悪い」と評価される等、気候変動や自然災害に対して脆弱な道路・橋梁の改善に加え、道路・橋梁、その他補完的な施設の計画、設計、建設、運営の基準設定や規制といったソフト面の手段の確立が課題とされている。域内貿易の 85%以上の貨物が中米地域の幹線道路網を通じて輸送されている中、円滑な物流を維持するためには、指摘事項を踏まえつつ貨物の輸送の需要に応じた回廊の維持管理・保全を進めていく必要がある。

中米物流M/Pでは、右状況を鑑み、各国の道路・橋梁の最新データを踏まえ、COMITRANや域内の技術委員会で、中米地域の国際幹線道路の健全度状況、物流上のボトルネック（交通渋滞、交通インフラの脆弱性）、道路・橋梁の新設によるボトルネックの解消度合いが共有可能な、地域共通の「道路・橋梁統合インベントリーシステム」の整備が提案されている。「道路・橋梁統合インベントリーシステム」が実現できれば、SIECA 及び対象 6 カ国は国境付近の道路・橋梁事業のモニタリングを通じて域内事業の優先順位を特定し、域内で調和のとれた計画の方向性を、技術的な根拠を基に提案が可能となる。

これを受け、2023 年 12 月～2024 年 5 月にかけて、SIECA 加盟国内で特に域内物流の多い中米 4 カ国（グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア）を対象に「SIECA 広域道路・橋梁インベントリー統合システムの構想案作成に向けた基礎情報収集・確認調査」が実施された。本調査では、「道路・橋梁統合インベントリーシステム」整備にかかる課題として、SIECA が道路・橋梁に関するインベントリーデータ及びそれを管理するシステムを所有していないこと、また各国が所有する道路・橋梁に関するインベントリーデータの粒度や形式が異なること、同データを管理するシステム（以下、「情報システム」）が各国で十分に活用されていないこと等が挙げられた。さらに、各国よりマニュアル・点検・補修等の技術レベルの差の解消や、橋梁点検・診断技術の向上等、道路アセットマネジメントに関する要望も多く、中米地域全体としてのソフト面における能力向上ニーズも明らかになった。これを踏まえ、SIECA は現在スペイン国際開発協力庁（AECID）の支援により、「地域交通情報システム」という、中米地域の道路、鉄道、港湾、航空の物流情報や、国境管理状況等を一覧できるシステムを開発中であり、将来的に「地域交通情報システム」の機能を拡張し、対象 6 カ国の道路・橋梁に関するインベントリーデータを吸い出し、上述の「道路・橋梁統合インベントリーシステム」にあたる機能を整備することを目指している。

本事業は、対象 6 カ国において、道路・橋梁（カルバートを含む）の維持管理に関する情報システムの改善、及び道路・橋梁の維持管理能力強化を行うことにより、

SIECA が管理する「地域交通情報システム」、及び対象 6 カ国それぞれが管理する道路・橋梁の維持管理に関する情報システムの強化を図り、もって対象 6 カ国の道路・橋梁等のインフラが、中米域内の主要回廊との接続性を踏まえて優先的に改善されることで、中米域内におけるインフラ維持管理の最適化促進に寄与するもの。なお、本事業は中米物流 M/P で特定された優先事業（短期行動計画（Immediate Action Plan、IAP））であることから、中米物流 M/P の推進にも貢献する。

（２）当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

2024 年 5 月にブラジルで行われたサンパウロ大学における岸田元首相の対中南米政策スピーチでは、「誰をも犠牲にせず、世界の全ての人々が共有できる繁栄の追求」を日本と中南米が取り組むべき方向性の一つとし、引き続き「質の高いインフラ作り」をはじめとした持続可能な経済協力の推進を行う旨が表明されている他、グアテマラ（2023 年 9 月）、エルサルバドル（2022 年 4 月）、ニカラグア（2017 年 9 月）、パナマ（2018 年 9 月）の国別開発協力方針では重点分野として道路・橋梁等の支援による経済開発が掲げられている。さらに、グアテマラ（2021 年 4 月）、ホンジュラス（2020 年 3 月）、エルサルバドル（2023 年 3 月）、パナマ（2025 年 3 月）の JICA 国別分析ペーパーにおいては、今後の協力の方向性として、インフラ整備が明示されている。また、本事業の実施は持続可能な開発目標（SDGs）ゴールにおいては、ゴール 9「強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに技術革新の拡大を図る」に貢献するとともに、ゴール 8「経済成長と雇用」、ゴール 11「持続可能な都市」、ゴール 13「気候変動とその影響への緊急の対処」の達成にも寄与する。加えて、JICA グローバルアジェンダ「運輸交通」では運輸交通の主要インフラである道路資産の維持管理・価値向上に取り組むことが基本方針に位置付けられている他、連結性強化とインフラの強靱化は「道路アセットマネジメント」クラスターの取り組みとされており、本事業はこれらの方針と合致するものである。

（３）他の援助機関の対応

米州開発銀行（IDB）は中米地域全体について、「中米地域移動・物流マスタープラン 2035 実施支援」（2024 年～、80 万米ドル）を行っており、中米諸国の地域統合の促進を実施している他、「ラテンアメリカ・カリブ地域における強靱で包括的且つ低炭素サプライチェーン構築」（2022 年～、50.5 万米ドル）にて物流システムの改善や政策提言、国別ロードマップの作成等を推進している。

世銀は「ホンジュラス持続可能な連結性プロジェクト」（2024～2031 年、1.87 億米ドル）にて、中米地域道路（CA）4 と CA13 を結ぶ新規道路回廊整備し、サンパド口

スーラの交通混雑緩和を支援している他、「エルサルバドル強靱な交通インフラプロジェクト」（2023～2029年、1.5億米ドル）にてアポパ地域において道路バイパスや橋梁の建設を通じて交通の混雑緩和と安全性向上に関する支援を行っている。

その他、国際連合ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）や米国、スペイン等の二国間援助を通じて域内関税撤廃、動植物検疫の統一化、物流ロジスティクスのマルチモーダル化構想が実施されている。

さらに、EUはSIECAと連携し「道路線形設計基準マニュアル（2011）」や「舗装設計マニュアル（2002）」など域内道路に関する技術マニュアルの策定を支援しており、ECLACおよびCOSUDEは「道路維持管理マニュアル（2023改訂版）」の策定に協力している。これら既存の成果物は、本事業における道路・橋梁維持管理能力向上にとって高い関連性を有している。

3. 事業概要

(1) 事業目的：本事業は、対象6カ国において、道路・橋梁（カルバートを含む）の維持管理に関する情報システム改善、及び道路・橋梁の維持管理能力強化を行うことにより、SIECAが管理する「地域交通情報システム」、及び対象6カ国それぞれが管理する道路・橋梁の維持管理に関する情報システムの強化を図り、もって対象6カ国の道路・橋梁等のインフラが、中米域内の主要回廊との接続性を踏まえて優先的に改善されることで、中米域内におけるインフラ維持管理の最適化促進に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：対象6カ国の国際幹線道路（Central American Highway Network）

(3) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）：

直接受益者：直接能力強化支援を受ける中米経済統合事務局（SIECA）、グアテマラ通信インフラ住宅省（CIV）、グアテマラ道路保全事業ユニット（COVIAL）、グアテマラ道路総局（CAMINOS）、優先道路プロジェクト局（DIPP）、エルサルバドル公共事業運輸省（MOPT）、エルサルバドル気候変動・リスク管理戦略局（DACGER）、エルサルバドル道路保全基金（FOVIAL）、ホンジュラスインフラ・運輸交通省（SIT）、ニカラグア運輸インフラ省（MTI）、ニカラグア道路維持管理基金（FOMAV）、コスタリカ公共事業交通省（MOPT）、コスタリカ道路保全評議会（CONAVI）、パナマ公共事業省（MOP）、パナマ運河庁（ACP）職員。

最終受益者：各機関が整備する道路・橋梁の使用者である中米地域国民約5,150万人（世銀、2023年）。

(4) 事業実施期間：2026年4月～2029年3月（計36ヶ月）

(5) 事業実施体制：

・中米経済統合事務局（SIECA）

- ・グアテマラ：通信インフラ住宅省（MICIV）、道路保全事業ユニット（COVIAL）、道路総局（CAMINOS）
- ・ホンジュラス：インフラ・運輸交通省（SIT）
- ・エルサルバドル：公共事業運輸省（MOPT）、気候変動・リスク管理戦略局（DACGER）、道路保全基金（FOVIAL）
- ・ニカラグア：運輸インフラ省（MTI）、道路維持管理基金（FOMAV）
- ・コスタリカ：公共事業交通省（MOPT）、道路保全評議会（CONAVI）
- ・パナマ：公共事業省（MOP）、運河庁（ACP）

（6）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1）我が国の援助活動

開発調査型技術協力「持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティックス開発マスタープラン策定支援プロジェクト」（2019年～2023年）にて、公共インフラ開発を目的とした中米物流 M/P を策定している。本事業は同 M/P で提案された優先事業（短期行動計画（Immediate Action Plan、IAP））であることから、同 M/P の推進にも寄与する。また、技術協力「中米地域物流ロジスティックス開発マスタープラン実施促進・モニタリングにかかる広域アドバイザー」（2024～2027年）では、本事業の実施機関である SIECA に対して中米物流 M/P で提案された優先プロジェクトの実施促進を目的に長期専門家が派遣されており、同専門家は本事業に係る SIECA や対象 6 カ国関係機関との調整を支援する。

2）他の開発協力機関等の援助活動

本事業は対象 6 カ国及び SIECA の道路・橋梁維持管理に関する技術職員の道路・橋梁維持管理に係る能力向上を通して、中米物流 M/P の推進にも資するものである。同 M/P の推進に当たっては、SIECA を通じてスペイン国際開発協力庁（AECID）、IDB、EU 等が各種支援を行っている。具体的には、スペイン SICA 基金を活用した「地域モビリティ・ロジスティクス 2035 マスタープランを踏まえた地域連携性と貿易円滑化の改善プロジェクト」、AECID は港湾施設インベントリー、「地域交通情報システム」、近海海運ビジネスモデル、国境・港湾管理調整マニュアル、民間投資家へのプロジェクト推進等を支援している。IDB は光ファイバーを用いた太平洋回廊のスマート高速物流回廊化に関する調査の実施、EU は道路幾何設計基準マニュアルや舗装設計マニュアルの策定を支援している。こうした各ドナーの取り組みと連携を図ることにより、各国の道路・橋梁維持管理能力の向上や中米物流 M/P の推進に関して相乗効果を生み出す可能性がある。なお、SIECA は各ドナーによる支援の重複を避けるための調整を行っている。

（7）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1）環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：対象6カ国では、近年気候変動による自然災害が多発しており、災害に対する脆弱性の克服が課題となっている。本事業を通して道路・橋梁維持管理に関する技術職員の道路・橋梁維持管理に係る能力の向上を図ることで、災害時に早急かつ確実にインフラの点検・診断・評価を行い、補修すべき箇所の特定制を行うことが可能となる他、マニュアル整備により補修時に気候や環境状況を踏まえた適切な資材の活用が可能となることから、本事業は気候変動への適応策に資する。さらに、本事業は、気候変動に伴う自然災害リスクへの対応としてインフラ強靱化を行うという事業対象各国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献(NDC)」における目標と整合するものである。

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】GI(S) ジェンダー活動統合案件

<活動内容／分類理由> 詳細計画策定調査にて、対象6カ国の省庁レベルではジェンダー分野の政策として、女性の意思決定への参画拡大を目的とした女性管理職・職員数の増加、昇進機会の拡充、職場環境の改善等を目標に掲げており、各実施機関においても道路・橋梁分野に女性管理職・職員、技術者を配置しているものの、明確に女性職員の比率向上や研修への参加促進といった具体的な目標は設定されていない。また、修繕・維持の作業は多くの場合民間企業に委託されているが、業務発注に際し、ジェンダー配慮に関する条件や女性作業員の雇用割合、労働環境に関する明確な基準が存在しない等の課題が確認された。本事業では、これらの課題を踏まえて、各関係機関に対し、各種調達において女性活躍に係る活動を盛り込むことを促すとともに、現場研修のサイト選定時には、可能な範囲でトイレの有無など女性研修員の研修環境に配慮する。なお、対象6カ国の女性職員・技術者(道路橋梁業務に従事する民間企業を含む)へ、本事業内の主な活動として実施される研修等、能力強化支援への参加を推奨する。本事業で想定される活動と指標は以下の通り。

活動①：本事業で実施される研修等への対象6カ国の女性職員・技術者の参加促進による能力強化。

指標①：プロジェクトで実施される研修等における、対象6カ国の女性職員・技術者の参加率。

活動②：関係機関に対する調達文書への女性活躍に係る活動盛り込みの促進。

指標②：女性活躍に係る活動を含む文書にて調達されたプロジェクト数。

活動③：本事業で実施されるセミナーや研修等の現場における、女性職員・技術者の労働環境整備。(休憩室やトイレが近くに整備されている現場研修サイ

トを選択する等。)

指標③：本事業全体で実施された現場研修の内、女性の参加者に配慮して実施された現場研修の数。

(8) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：対象6カ国の道路・橋梁（カルバートを含む）等のインフラが、中米域内の主要回廊との接続性を踏まえて優先的に改善されることで、中米域内におけるインフラ維持管理の最適化が促進される。

指標及び目標値：中米の道路・橋梁等のインフラ網改善に関し、SIECAが管理する「地域交通情報システム」に基づき、SIECAよりCOMITRANの大臣に対してXX回の提言が行われる。

(2) プロジェクト目標：SIECAが管理する「地域交通情報システム」および、対象6カ国それぞれが管理する道路・橋梁（カルバートを含む）の維持管理に関する情報システムが強化される。

指標及び目標値：対象6カ国それぞれが管理する道路・橋梁の維持管理に関する情報システムに、最新情報が反映される。

(3) 成果：

成果1：対象6カ国において、SIECAの「地域交通情報システム」にも貢献する道路・橋梁（カルバートを含む）の維持管理に関する情報システムが改善される。

成果2：対象6カ国及びSIECAにおいて、道路・橋梁（カルバートを含む）の維持管理能力が強化される。

(4) 活動：

活動1-1：道路・橋梁（カルバートを含む）の維持管理に関する地域マニュアルに沿って、主要なデータ項目を特定し、SIECAの「地域交通情報システム」に貢献する情報を定義する。

活動1-2：道路・橋梁（カルバートを含む）の維持管理に関する地域マニュアルに沿った主要なデータ項目を標準化し、SIECAの「地域交通情報システム」に貢献する情報を定義する。

活動1-3：SIECAの「地域交通情報システム」および、対象6カ国それぞれが管理する道路・橋梁（カルバートを含む）の維持管理に関する情報システムを活用したデータ分析および計画策定のためのマニュアルを作成する。

活動1-4：SIECAの「地域交通情報システム」および、対象6カ国それぞれが管理する道路・橋梁（カルバートを含む）の維持管理に関する情報システム

を活用したデータ分析および計画策定に関する研修またはワークショップを実施する。

活動2-1：対象6カ国における道路・橋梁（カルバート含む）の維持管理の技術的能力や手法の違いを特定する。

活動2-2：活動2-1に基づき、対象6カ国の既存マニュアルを活用して、道路・橋梁（カルバート含む）の点検、評価、診断に関する地域マニュアルを作成・配布する。

活動2-3：道路・橋梁（カルバート含む）の点検、評価、診断に関する研修を実施する。

活動2-4：対象6カ国における財務・予算状況を含む短・中・長期の維持管理計画を確認・整理し、優良事例の特定を行う。

活動2-5：活動2-4に基づき、対象6カ国における予算、人材等の将来的なリスクや制約条件を分析し、優良事例の特定を行う。

活動2-6：活動2-4、2-5を踏まえて、対象6カ国における持続的な人材の育成戦略、及びその仕組みが提案される。

活動2-7：対象6カ国が参加する道路・橋梁（カルバートを含む）の維持管理に関するセミナーを開催する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし

(2) 外部条件：

(上位目標に至る外部条件)対象6カ国において大規模な自然災害が発生しないこと。

(プロジェクト目標に至る外部条件)対象6カ国において、道路・橋梁・横断施設の維持管理政策に大きな変化が生じないこと。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

ラオス技術協力「道路維持管理能力強化プロジェクト」（評価年度2022年）では、実施機関の維持管理能力不足のため、事後評価時点で同事業にて導入された計量計ステーション運営システムの主要コンポーネント（車軸チェック用センサー、CCTVカメラ、モニター画面等）は破損し、プロジェクトの阻害となった。同事業からの教訓として、新システム導入前に実施機関の制度的システム、能力開発、維持管理予算の財務能力等の実施能力については十分な精査が必要と指摘された。

本プロジェクトではSIECAが将来的に開発を想定する、中米地域の優先回廊の道路・橋梁状況を統合的に管理する「地域交通情報システム」に対してデータ共有が可能な、対象6カ国の道路・橋梁に関するデータベースの整備が想定されている。本事業では上記教訓を踏まえ、詳細計画策定調査時点において各6カ国のデータベ

ースの維持管理能力の現状を財務面・能力面において問題がないことを確認し、プロジェクト計画に反映させた。

以 上

追補：なお、上記は2025年10月の段階の情報であり、2025年12月のR/D署名前の協議を踏まえて、事業開始時期を変更することとなり、事業実施時期は2026年6月～2029年5月となっている。

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、

評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容

< 指 導 科 目 >

中米地域における物流ロジスティクス開発マスタープランの実施促進およびモニタリング

<派遣の目的>

中米物流ロジスティクス開発マスタープラン (M/P) の実施促進およびモニタリングを行い、中米地域の物流の改善および物流情報のデータベース化による貨物予想の効率化の支援に寄与する。

<活動内容>

- ・ M/P の普及・促進のための戦略策定を支援し、その戦略に関連する技術セミナー、ワークショップおよび会合の実施を支援する。
- ・ M/P の普及・促進のための戦略で定められた活動や決定事項の実施促進を支援する。
- ・ M/P の実施促進のための中米地域および各国のロードマップの策定を支援し、そのロードマップの実施促進に向けた戦略計画の策定を支援する。
- ・ 物流ロジスティクスの地域情報システムのコンセプトペーパー作成を支援する。
- ・ M/P の実施の評価や分析のための地域関連情報の収集、処理、格納および更新のメカニズムを提案する。
- ・ 物流ロジスティクスの地域情報システムを試行的に導入し、その評価を支援する。
- ・ M/P に含まれる優先プロジェクトの進捗に係るモニタリングとフォローアップの手段および方法を構築するためのコンセプトペーパーの作成を支援する。作成されたコンセプトペーパーの導入を支援し、実用性の検証および改善点のフィードバックを行う。
- ・ M/P の実施に係るモニタリングと進捗にかかるレポートを実施期間と作成する。
- ・ M/P の実施促進に向けて、対象国の JICA 事務所および他ドナーとの連携を行う。

<期待される成果>

- ① M/P が国内と国際レベルの地域開発戦略として普及および促進される。

- ② M/Pに含められた提案の実装/達成に向けた中米地域と各国のロードマップ及びその実施促進のための戦略計画が策定される。
- ③ 中米物流ロジスティクスの分析、現状把握レポートの作成における戦略的な情報マッピングのために、持続可能な地域情報システム導入が支援される。
- ④ M/Pにおける優先プロジェクトの進捗状況モニタリングとフォローアップ手段が確立される。
- ⑤ M/P進捗のモニタリングと経過におけるレポートが作成される。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：道路アセットマネジメントに係る技術協力

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：中米地域及び全途上国

② 語学能力：英語または西語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本事業の期間は36ヶ月を想定しております。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約43.57人月

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意してください。

2) 渡航回数を目途 延べ32回

上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。なお、6カ国を一回の渡航でまとめて回る等、効率的な渡航計画を基本とします。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 情報システム整備・構築（橋梁の維持管理に関する情報システムの水平展開）
 - 情報システム整備・構築（道路の維持管理に関する情報システムの水平展開）
- 橋梁及び道路のそれぞれについて、対象6カ国の中で最も適当な情報システムを導入している一カ国のものをベースに、他の導入対象国に合わせた形でマイナーチェンジする。なお、適当な情報システムが存在しない場合は、新規でシステム構築を行う。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- R/D
- 詳細計画策定調査報告書

- 「中米地域（広域）SIECA 広域道路・橋梁インベントリ統合システムの構想案作成に向けた情報収集・確認調査」ファイナルレポート

2) 公開資料

- 「中米地域 物流・ロジスティクスにかかる情報収集・確認調査」ファイナルレポート：

https://openjicareport.jica.go.jp/700/700/700_600_12285912.html

- 「中米地域持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティクス開発マスタープラン策定支援プロジェクト」最終報告書（和文要約）：

[12382438_01.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/700/700/700_600_12382438_01.pdf)

- 「Project to strengthen capacities in the elaboration of regional master plan for mobility and logistics for sustainable regional development in the framework of Central American economic integration : final report : (main report).」：

https://openjicareport.jica.go.jp/700/700/700_600_12349049.html

(5) 対象国の便宜供与

対象6カ国の概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、対象6カ国（グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、パナマ）のJICA事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中

における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) 対象6カ国の首都以外の国際幹線道路（Central American Highway Network）上におけるプロジェクトサイトを選定（訪問・視察・OJT等を含む）する際には、JICA事務所や安全管理部と協議及び連携し、安全管理面を十分に配慮した上での選定してください。安全管理上渡航で許可されない可能性も加味したうえで、事業計画及び渡航計画を調整することとします。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能な場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容と

し、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

319,221,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上を指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

☒ 本案件は定額計上があります(57,250,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	情報システム整備・構築（橋梁の維持管理に関する情報システムの水平展開）	第2章 特記仕様書 第6条 再委託	27,125,000円	情報機材（橋梁の維持管理に関する情報システム）の整備に係る費用（報酬、旅費、直接経費、必要と判断された場合はシステム構築費等）	再委託
2	情報システム整備・構築（道路の維持管理に関する情報システムの水平展開）	第2章 特記仕様書 第6条 再委託	27,125,000円	情報機材（道路の維持管理に関する情報システム）の整備に係る費用（報酬、旅費、直接経費、必要と判断された場合はシステム構築費等）	再委託
3	道路・橋梁の点検・補修関連機材	第2章 特記仕様書 第7条 機材調達	3,000,000円	機材購入・輸送費（6力国分）	機材費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

1) 渡航先や渡航ルートについて

渡航先や渡航ルートの詳細については、効率性等を考慮し、渡航前にJICA本部及び事務所と改めて相談することとします。

なお、6カ国を1回の渡航でまとめて回る等、効率的な渡航計画を基本とし、航空費削減に努めてくださいし。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)